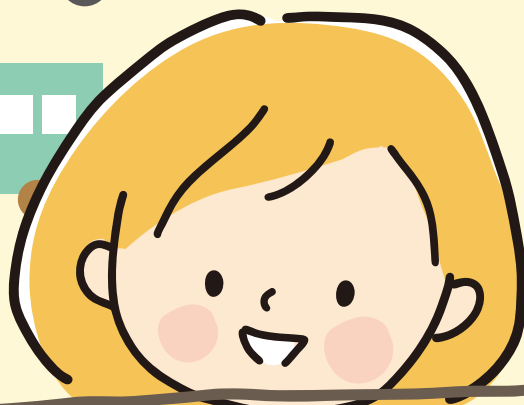




令和4年度
入所用

保育所等 入所のご案内



- この冊子をよくお読みの上、お申し込みください。
- この冊子に記載されている情報は、**令和4年度6月**現在のものです。都合により変更になることがありますのであらかじめご了承ください、必要な場合はお問い合わせください。



「子ども・子育て支援新制度」の概要について

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」にもとづき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す新しい制度です。

この制度の実施のために、消費税の引き上げ分を財源とし、平成27年度から全国の市町村でスタートしています。

※福祉保育所については、新制度に移行していない保育所（へき地保育所）になります。

新制度のポイント

1 共通の給付による幼児期の教育・保育の保障

幼稚園、保育所、認定こども園や小規模保育などを利用する場合に、共通の仕組みで給付が受けられます。ただし、公費を確実に教育・保育の費用に充てるため、利用者個人に対してではなく、利用される施設に支払う形（法定代理受領）で支給されます。

幼稚園
3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

保育所
0～5歳

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

認定こども園
0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

地域型保育
0～2歳

少人数を対象として保育する事業で、家庭的な雰囲気で行う「家庭的保育」や、家庭的保育に近い雰囲気で行う「小規模保育」、従業員の子どもや地域の子どもを対象とする「事業所内保育」など。

2 地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭を支援するために、「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図ります。

時間外保育事業（延長保育）、病児保育事業、一時預かり事業（一時保育）、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域子育て支援拠点事業 など

保育所等とは

保育所等（認定こども園の保育所機能部分、地域型保育施設を含む。）は、仕事や病気などのため家庭で保育のできない保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

保育を希望する場合は、保育の認定（2号・3号認定）を受けるための「認定申請」と同時に、「入所申し込み」が必要となります。

* 小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは、下のお子さんの保育に手がかかるため、などの理由では保育の対象とはなりません。

認定区分	対 象	利用対象施設
1号認定	満3歳以上で、保育を必要としないお子さん	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育が必要なお子さん	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育が必要なお子さん	保育所、認定こども園、地域型保育

保育の認定基準

保護者（両親いずれも（両親と別居している場合にはお子さんの面倒を見ている方））が次のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性の認定を受けることができます。

* 65歳未満の祖父母など、同居の親族がいる場合でも認定の対象となります。

(1) 就労等	家庭外での仕事や、家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているため、お子さんの保育ができない場合
(2) 妊娠・出産	出産を控えている、または出産後間もないため、お子さんの保育ができない場合
(3) 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、お子さんの保育ができない場合
(4) 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が常時その同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっているため、お子さんの保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災や風水害、地震などにより、その家庭を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、お子さんの保育ができない場合
(6) 求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っているため、お子さんの保育ができない場合 ※年度内に1回限りとし、年度内でくり返し入所することはできません。
(7) 就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、お子さんの保育ができない場合
(8) 虐待・DV	児童虐待やDVを受けている、または再び受ける恐れがあるため、お子さんの保育ができない場合
(9) その他	その他、どうしてもお子さんの保育ができない事情がある場合

保育必要量 (保育時間)の 認定

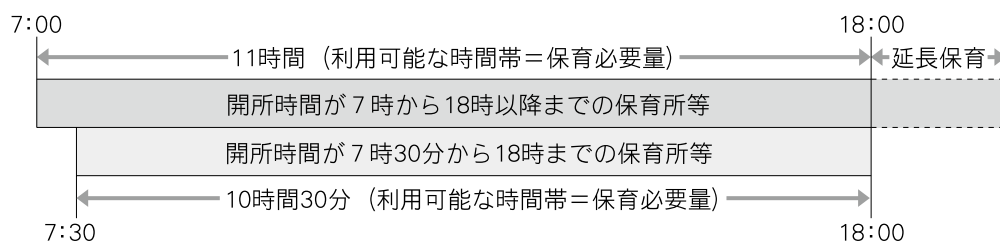
保護者の就労実態等に応じて、お子さんの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるよう保育の必要量を認定します。(保育標準時間と保育短時間の2区分)

*各施設の開所時間は、21ページ以降の保育所等概要をご覧ください。

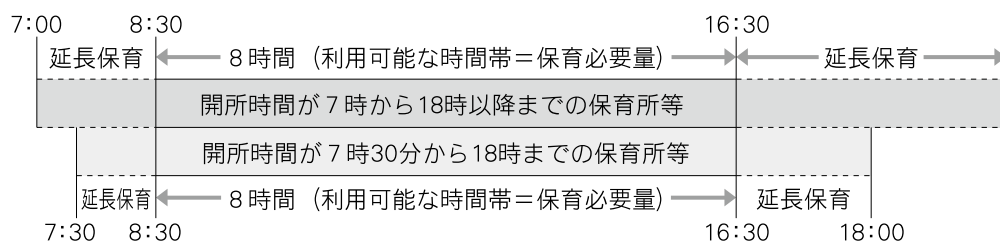
*利用可能な時間帯以外に利用される場合は、延長保育料がかかります。

*土曜日、日曜日、祝日は施設ごとに開所時間が異なることがありますので、ご注意ください。

【保育標準時間】…7時～18時の最長11時間



【保育短時間】…8時30分～16時30分の最長8時間(例)



*施設ごとの保育短時間の一覧は、17ページをご覧ください。

＜事由別の保育必要量＞

保育の必要な事由	保育必要量
(1) 就労等	①就労時間が月120時間以上は保育標準時間 ②就労時間が月64時間以上120時間未満は保育短時間 *就労時間には通勤時間、休憩時間を含みません。
(2) 妊娠・出産	保育標準時間
(3) 疾病・障害	保育標準時間
(4) 介護等	就労等の区分と同様(所要時間による)
(5) 災害復旧	保育標準時間
(6) 求職活動	①求職活動は保育短時間 ②起業準備は就労等の区分と同様(所要時間による)
(7) 就学	就労等の区分と同様(所要時間による)
(8) 虐待・DV	保育標準時間
(9) その他	実態等により認定

申請に
必要なもの

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
・・・お子さん1人につき1枚
- ②保育ができない証明書
・・・保護者（父・母等それぞれ）1人につき1枚
＊お子さんが2人以上同時に申請される場合は、原本以外はコピーで結構です。
- ③個人番号（マイナンバー）確認資料
・・・5ページをご覧ください。
- ④母子健康手帳

＜保育ができない証明書＞

＊この証明書は、認定審査・利用調整の際に、具体的な状況を確認するために使用します。

記載内容について、実態調査を行う場合があり、虚偽の記載が明らかになった場合は、入所が取り消しとなります。

●家庭外での就労または就労予定 ＊育児休業明け、産後休業明けの場合は、職場復帰される月からの入所になります。	就労証明書 ＊事業主が記入
●自営業、農業、内職など ＊法人組織（株式会社、有限会社など）の場合は、就労証明書を提出してください。	就労等申立書 ＊就労者自身が記入
●妊娠・出産 ＊出産予定月の2か月前より、出産日から8週を経過する日の翌日の属する月の月末まで入所が可能です。（多胎の場合は、出産予定月の3か月前から入所が可能です。）	①疾病・出産等申立書 ②母子健康手帳の写し 表紙（交付日、保護者名記載）、 出産予定日記載ページ
●疾病・障害 ＊入院や治療期間など、疾病の程度によって入所期間が限定となる場合があります。 ＊障害者手帳（身体障害は1～4級）をお持ちの方は、障害者手帳の写しを診断書の代わりにすることができます。	①疾病・出産等申立書 ②診断書（指定様式）または障害者手帳の写し
●介護・看護 ＊同居（長期入院等を含む）の親族の介護・看護に限りです。 ＊要介護度2～5の認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写しを診断書の代わりにすることができます。 ＊障害者手帳（身体障害は1～4級）をお持ちの方は、障害者手帳の写しを診断書の代わりにすることができます。	①介護等申立書 ②診断書（指定様式）または介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し
●求職活動・起業準備 ＊入所日から3か月以内に就労されない場合は、退所となります。 ＊毎月末に求職活動報告書を提出する必要があります。 ＊年度内に1回限りとし、年度内でくり返し入所することはできません。	求職活動等申立書
●就学（職業訓練含む） ＊保護者の卒業・修了予定月までの入所となります。	①在学証明書または学生証の写し ②就学の期間・日数・時間がわかるもの（カリキュラム等）
●上記以外の事由	①申立書 ②その事由を証明するもの

＊同居の親族等についても、保育ができない証明書を提出いただく場合があります。

マイナンバー について

保育所等への入所関係手続にはマイナンバーが必要です

マイナンバー法の施行により、保育所等の入所関係手続では、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」及び「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」、「申請内容変更届出書」などにマイナンバーの記載が必要となりました。

また手続の際には、下記のとおりマイナンバー等の確認を行いますので、確認に必要な書類をご持参ください。

マイナンバー等の確認について

保育所等の入所関係手続では、下記のとおりマイナンバー及び本人確認を行いますので、以下の書類を持参してください。

1. 保護者が申請書等を提出する場合（申請者の配偶者等が書類を提出する場合は「2. 代理人が申請書等を提出する場合」を参照ください。）

確認対象者：申請者のみ（入所申込児童や、その他の同居家族は実施しません。）	
番号確認資料 （正しい番号であることの確認）	本人確認資料 （番号の正しい持ち主であることの確認）
・通知カード（氏名・住所に変更がない場合） ・個人番号が記載された住民票の写し 等	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点で可）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【身分証明書（上記の提示が困難な場合、以下の書類から2点で可）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等
※個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードのみで番号確認、本人確認が行えます。	

2. 代理人が申請書等を提出する場合

代理権確認書類 （代理権を有することの確認）	代理人の本人確認資料 （申請書等を提出する方の本人確認）	申請者（保護者）の番号確認資料 （申請された保護者（申込児童や、その他の同居家族を除く。）の個人番号が正しい番号であることの確認）
【任意代理人の場合】 ・委任状（様式あり） ※配偶者や申請者の親（児童からみて祖父母）等が書類を提出する場合は任意代理人にあたります。 【法定代理人の場合】 法定代理人であることを証明する書類 ・成年後見人の場合…登記事項証明書 ・申請者が未成年である場合の親…戸籍謄本等 ※法定代理人には、 ・成年後見人 ・申請者本人が未成年である場合の親等があります。	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点で可）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【身分証明書（上記の提示が困難な場合、以下の書類から2点で可）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・個人番号カード ・通知カード（氏名・住所に変更がない場合） ・個人番号が記載された住民票の写し 等

入所してからの 注意点

1 保護者がお子さんを家庭で保育できる状態になった場合

入所施設へのご連絡とともに、退所の手続きをしてください。
また、交付した認定証を返還していただきます。
(保護者が就労しなくなった場合や育児休業を取得した場合など。)

2 市外へ転出される場合

富山市に住民登録がなければ富山市内の保育所等に入所することができません。市外へ転出する場合は、退所の手続きが必要となりますので、事前に入所している施設、こども保育課または各行政サービスセンター地域福祉課までご連絡ください。

また、交付した認定証を返還していただきます。

3 家庭状況に変更があった場合

市内転居や就労先、妊娠・出産など家庭状況に変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書(または申請内容変更届出書)の提出が必要となりますので、入所している施設、こども保育課または各行政サービスセンター地域福祉課までご連絡ください。

また、保育の必要な事由や保育必要量、認定期間が変更となる場合には、新しい認定証を発行しますので、それまでの認定証を返還していただきます。

なお、「3号認定」のお子さんが満3歳になった(3歳の誕生日の前日)場合は、「3号認定」から「2号認定」へ自動的に変更(手続き不要)となりますので、新たに2号の認定証を受け取った後、3号の認定証を返還していただきます。
*その場合でも、年度中の保育料は3歳未満児のまま変わりません。

4 育児休業を取得される場合

入所しているお子さんについては、原則退所していただきます。

ただし、次年度に小学校就学を控えているなど、児童福祉の観点から入所児童の発達上環境の変化が好ましくないと判断されるときは、継続して入所可能な場合もあります。その場合は、継続入所のための認定を受ける必要がありますので、育児休業開始前までに保育継続申請書等を入所している施設にご提出ください。

育児休業中の継続入所における保育必要量は、「保育短時間」(3ページ参照)となります。

5 入所している施設を変更(転所)されたい場合

入所している施設の変更(転所)を希望される場合は、入所している施設、こども保育課または各行政サービスセンター地域福祉課へ転所希望届を提出してください。

転所希望の場合でも、新規入所希望の方と同様の流れになりますので、転所希望月の前々月の末日までにご提出いただき、利用調整後、前月の中旬に現在入所中の施設を通して結果をお知らせします。

なお、育児休業中で継続して入所している場合は、転所することができません。

(育児休業中に他の保育所、認定こども園等への転所を希望する場合は、保育の継続はできません。転所の希望については、育児休業が終了し、認定が就労となった翌月から可能です。)

・転所決定後において、転所の取消はできません。

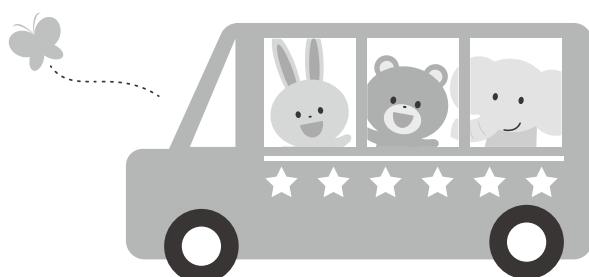
・妊娠・出産中に転所した場合、育児休業による入所の継続ができません。

6 認定証を汚損、紛失された場合

再発行しますので、こども保育課または各行政サービスセンター地域福祉課に申し出てください。

● ● ● 令和4年度5月以降の途中入所の流れ ● ● ●

1	申請書類配布 (随時)	こども保育課、各行政サービスセンター担当課、各施設で随時配布します。
2	申請受付 (前々月の末日まで)	・随時、こども保育課、各行政サービスセンター担当課で受付します。 前々月の末日が申請の締切日です。 (例：6月入所希望→4月末日締切) * 末日が土・日・祝日の場合、締切が繰り上がりますので、ご注意ください。 ・受付時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。 ・受付に必要なもの…教育・保育給付認定申請書、必要添付書類（就労証明書等）、母子健康手帳、個人番号確認資料（申請者）
3	認定の審査・ 施設利用調整	・提出いただいた申請書等をもとに、保育の必要性の認定、保育必要量の認定をします。 ・申請者の希望、施設の状況などにより利用調整（選考）をします。 (認定こども園の保育所部分についても、市で利用調整をします。)
4	認定証・調整 結果の通知	前月中旬に郵送します。 (例：6月入所希望→5月中旬に郵送) * 保育料の決定通知も郵送します。 * 認定証は結果の通知よりも早く郵送する場合があります。
5	入所説明会等	・前月の下旬に各施設で入所説明会を行います。 (保育料口座振替依頼書等を提出していただきます。)
6	入 所	* 入所内定後や入所後に、虚偽の申請が発覚した場合は、内定取り消しや退所となります。 * 申請の取り下げは、速やかにご連絡ください。

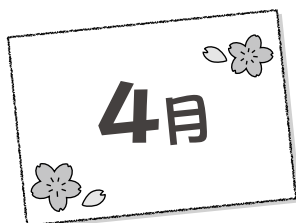




入所希望者が多く保育所の定員を上回る場合には、選考基準に基づき優先度の高い方から入所の決定を行います。選考に際しては、世帯の状況や勤務状況などについて勘案し、家庭で保育ができない度合いを総合的に判断します。第1希望保育所に入所できなかった方については第2希望保育所で選考し、以下同様に第3希望保育所について選考します。



- 1 申込みをされても希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合や保育所へ入所する基準に該当しないため入所が認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
申込みの順番は、入所の認否には関係しません。
- 2 希望月に入所できない場合は、申込書を引き続き保管しますので、次月以降の入所を希望される場合は、その旨を電話等でお知らせください。
申込書はその年度中有効です。



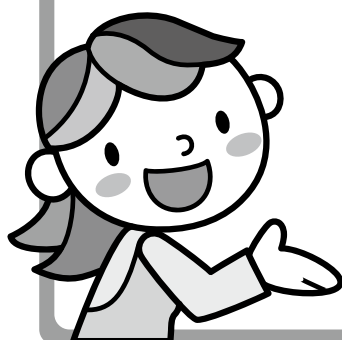
●●● 新年度入所の流れ
(4月入所の場合) ●●●



令和4年度4月入所の受付は終了しました。



令和5年度
4月の入所について



令和5年度4月入所については、現在のところ、まだ詳細が決まっていません。

今後、入所の流れ等について詳細が決定しましたら、市の広報やホームページで皆様にお知らせする予定です。

富山市保育所等入所利用調整に関する基準

令和3年2月12日施行

1 趣 旨

保育所等の入所について、施設等の受入れ可能数を超える申込みがあった場合における利用調整基準（優先順位）について定めるもの。

2 優先順位について

- (1) 基準表（別表）で父母（父母ともに不在の場合は、児童の保護者と読み替える）について採点し、点数の低い者を採択し比較する。（点数の高い家庭を優先させる。）
- (2) 基準表で同点となる場合は、第1希望、第2希望、第3希望の順に優先させる。（第4希望以降も同様の考えとする。）
- (3) 希望状況でも同位となる場合は、①～⑤の順に優先順位を判定する。ただし、①～⑤にかかわらず、新規入所申込者を転所申込者より優先する。

①	調整（加算・減算）項目の合計点数（点数の高い者を優先させる。）
②	保育を必要とする事由の発生日（下表）を比較し、早い者を優先させる。
③	当該児童の出生順位。（同一生計でない者は除外しカウントする。出生順位の低い児童を優先させる。（第1子より第2子を優先など））
④	未就学児童の多い世帯（同一生計でない者は除外しカウントする。より多子である方を優先させる。）
⑤	経済状況（市民税課税所得金額の低い世帯を優先する。未申告者や転入者で課税資料未提出者は比較不能であるため、最も優先度を低く扱う。）

認定要件	保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）
就労 （育児休暇明けを除く）	就労日（但し、就労日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就労予定日
就労 （育児休暇明け）	就労復帰予定日（但し、入所不承諾に伴い育児休業を延長した場合は、変更前の就労復帰予定日）
妊娠・出産	支給認定期間初日
疾病・障害・介護	支給認定期間初日
就学	就学日（但し、就学日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就学予定日
災害復旧	支給認定期間初日
求職活動	支給認定期間初日

- (4) 生命又は身体に危害を及ぼす暴力や言動を受けており、緊急に児童の保護が必要と認められる場合など、児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合には、上記によらず保育所等の利用を認めることがある。

3 基準表 別表のとおり

4 広域利用における取扱い

市外に居住する保育認定を受けた児童が本市に所在する特定教育・保育施設等を利用する場合については、本市に居住する児童の利用調整後、希望保育施設において児童の受入が可能な場合にのみ利用できるものとする。

5 特別な対応を必要とする児童について

医療的ケア及びアレルギー対応など特別な対応を必要とする児童を受け入れるために必要な看護師・保育士・調理員の配置条件を満たすことができないなど、当該児童の安全に配慮した適切な保育を行うことが出来ない場合は、受け入れ出来ないことがあります。

基準表

1 基礎点数

番号	状 況	細 目	点数	父	母
1	居宅外労働(農業で法人格の無いものを除く)	①月実働160時間以上就労(超過勤務含む。以下同じ)	11		
		②月実働140時間以上160時間未満就労	10		
		③月実働120時間以上140時間未満就労	9		
		④月実働100時間以上120時間未満就労	8		
		⑤月実働 80時間以上100時間未満就労	7		
		⑥月実働 64時間以上 80時間未満就労	6		
2	居宅内労働(別棟や敷地内に準ずるものを含む)、農業(法人格無し)、内職	①月実働140時間以上就労	9		
		②月実働120時間以上140時間未満就労	8		
		③月実働100時間以上120時間未満就労	7		
		④月実働 80時間以上100時間未満就労	6		
		⑤月実働 64時間以上 80時間未満就労	5		
3	妊娠・出産	分娩・休養のため保育にあたることができない場合。切迫流産・早産は「4疾病・負傷」の基準で判定する。			
		①出産予定月の前々月から入所	10		
		②出産予定月の前月から入所	11		
		③出産予定月以降の入所	12		
		※母が妊娠・出産の場合は、父親の点数によらず母の点数を用いて採点する。(父が求職中の場合を除く)			
4	疾病・負傷	①疾病・負傷により常時臥床又は1ヶ月以上の入院	11		
		②精神疾患の場合	10		
		③疾病・負傷の治療や療養のため1ヶ月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	9		
		④慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1ヶ月以上の自宅での療養を指示されている場合	8		
5	障害	①身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳(A・B)の交付を受けていて、保育が困難な場合	11		
		②身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	10		
		③身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8		
6	同居親族の介護・看護	①病院等居宅外で介護・看護は、要する時間をもとに「1居宅外労働」の基準で判定 ②居宅内で介護・看護は、要する時間をもとに「2居宅内労働、農業、内職」の基準で判定	— —		
6'	別居親族の介護・看護	①関係機関から支援要請がある場合のみとし、「2居宅内労働、農業、内職」の基準で判定	—		
7	災害復旧	①災害復旧に要する時間をもとに「1居宅外労働」の基準で判定	—		
8	求職活動(起業準備を含む)	①求職活動をしている場合(ひとり親家庭で、自立支援のため配慮を要する場合。同居祖父母無し10点、同居祖父母有り8点)	10※ 8※		
		②上記以外で求職活動をしている場合	3※		
		③起業準備は要する時間をもとに「2居宅内労働、農業、内職」の基準で判定	—		
9	学生、職業訓練等	①月の授業時間(昼休みに相当する休憩時間は除く)をもとに「1居宅外労働」の基準で判定	—		
10	虐待、DV	①関係機関から支援要請がある場合	17※		

※については、調整項目による加算・減算は行わない。

2 調整(加算・減算)項目

	状 況	点数	父	母
a	ひとり親世帯	2		
b	生活保護世帯	2		
c	市内に所在する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として勤務又は勤務予定の職員である。	4		
d	既に兄弟(1号認定又は幼稚園利用)が入所している施設への入所・転所希望。但し、兄弟が同施設で2号認定の申請をしている場合に限る。 ※e・fを優先し、e・fとの重複加算はしない。	3		
e	既に兄弟(2・3号認定児童に限る)が入所又は入所決定している施設への入所希望。但し、兄弟が入所希望月に在籍していることを条件とする。	4		
f	1ヶ月以上兄弟が別々の施設に入所(2・3号認定児童に限る)している世帯において、兄弟が同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合。 ※fを優先し、eとの重複加算はしない。	5		
g	就労で施設利用していたが、育児休暇取得のため退所若しくは認定こども園において2号から1号に変更していた場合。(保護者が育児休暇明けの場合のみ加算対象とする。また、同時入所希望の子も加算対象とする。)	4		
h	認定こども園に入所している子どもが1号から2号に認定区分変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合 ※gを優先し、gとの重複加算はしない。	1		
i	兄弟3人以上の新規同時申込み(転所は除く)	2		
j	多胎児(双子)の新規同時申込み(転所は除く)	1		
k	転所申請で、転居、転勤・転職等著しく通所が困難になる理由が無い場合。なお、4月転所は減点しない。(※d・fに該当する場合はこの項目の対象外とする。)	— 2		

父母のうち、低い点数をもって利用調整を行う。(妊娠・出産以外)

合計		
----	--	--

児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合

平成29年11月1日 施行
平成30年3月1日一部改正

富山市保育所等入所利用調整に関する基準第2項第4号における児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合は次に定めるものとする。

- (1) 保護者又はその配偶者等から、生命又は身体に危害を及ぼす暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けており、緊急に保護が必要であると認める場合
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けており、緊急に保護が必要であると認める場合
- (3) 兄弟が富山市内の異なる特定教育・保育施設に入所（2・3号認定児童に限る）しており、新年度入所の申込み時に、兄弟が同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合
- (4) 認可保育施設の閉鎖、保育事業の中止等により他の保育施設等への入所を希望する場合

特別保育

* 特別保育の実施施設は81・82ページの保育所等一覧をご覧ください。

1 時間外保育(延長保育) (保育所(園)、認定こども園等に通所中のお子さんが利用できます。)

認定された保育必要量(利用可能な時間帯)の範囲を超えて利用される場合は、延長保育となります。(保育必要量は3ページをご覧ください。)

延長保育料は施設ごとに異なりますので、直接施設へご確認ください。

2 休日保育 (保育所(園)、認定こども園等に通所中のお子さんが利用できます。)

日曜日、祝日に保護者が仕事のため、お子さんを家庭で保育できない場合、一部の保育所(園)、認定こども園で休日保育を行っています。休日保育を利用された場合、原則、平日に振替休日をとっていただくことになります。

平日への振替えが困難な場合の休日保育料は施設ごとに異なりますので、直接施設へご確認ください。

3 年末保育 (保育所(園)、認定こども園等に通所中のお子さんが利用できます。)

年末に保護者が仕事のため、お子さんを家庭で保育できない場合、一部の保育所(園)、認定こども園で年末保育を行っています。

4 病児保育(体調不良児対応型)

保育所(園)、認定こども園に通所中のお子さんが保育中に突然、発熱した場合など、一部の保育所(園)、認定こども園で保護者が迎えにこられるまでの間、一時的にお子さんをお預かりする病児保育(体調不良児対応型)を行っています。

5 一時預かり(一時保育)

保護者の都合(冠婚葬祭や通院など)により、お子さんを家庭で保育できない場合に、一部の保育所(園)、認定こども園で一時的にお子さんをお預かりする一時保育を行っています。

また、休日にお子さんを家庭で保育できない場合、一部の保育所(園)、認定こども園で休日にお子さんをお預かりする休日一時保育を行っています。(施設ごとの一時保育料は19・20ページをご覧ください。)

6 障害児保育

市内すべての公立・私立保育所(園)、認定こども園では、集団生活が可能な場合に限り、障害のあるお子さんをお預かりする障害児保育を行っています。

ただし、主治医からの診断書をご提出いただく場合や、受付での面接において集団生活等に適応できないと判断する場合があります。

* 保育所(園)、認定こども園は、家庭でお子さんを保育できない場合にお子さんをお預かりする施設であり、療育施設ではありません。



保育料の算定

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の児童は無料になります。3歳未満児の保育料は、市町村民税額で算定します。

算定対象となる方は、保護者(原則、父母とし、内縁関係を含む。)ですが、市町村民税が非課税の場合は同居の祖父母も対象となります。

《富山市保育料徴収額表 ※令和4年度版》 (単位: 円 / 月)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間（月額）		
階層区分	定 義	3 歳未満児		
		基準額	半 額	
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
第 2 階層	第 1 階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0	
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満（市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む）	6,500	3,250
第 4 階層		48,600円以上 97,000円未満	23,000	11,500
第 5 階層		97,000円以上 169,000円未満	32,000	16,000
第 6 階層		169,000円以上 301,000円未満	48,800	24,400
第 7 階層		301,000円以上 397,000円未満	64,000	32,000
第 8 階層		397,000円以上	73,600	36,800

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育短時間（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児		
		基準額	半 額	
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満（市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む）	6,350	3,170
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	22,600	11,300
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	31,400	15,700
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	47,900	23,950
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	62,900	31,450
第8階層		397,000円以上	72,300	36,150

- 注) 1 幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の児童は無料になります。
2 年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の初日の年齢で決定します。
3 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。
ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族(祖父母等)の税額に基づいて保育料を決定する場合があります。
4 上記の表の世帯の階層区分の税額については、次のとおりです。
(1) 4月から8月までの保育料は、前年度分の市町村民税額をもとに算定します。
(2) 9月から3月までの保育料は、当該年度分の市町村民税額をもとに算定します。
ただし、寄附金控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、認定低炭素住宅新築等特別控除が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。
このため、実際の納税額と、保育料の階層決定に用いる税額が異なる場合があります。
5 同一世帯で、認可保育施設のほかに幼稚園や特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設の通所部、企業主導型保育施設に同時入所している又は児童発達支援や医療型児童発達支援を利用している(以下「保育所等へ同時入所している」という。)就学前児童がいる場合、保育所へ入所している児童(第3階層で第1子の児童を除く)は次のとおり保育料が軽減されます。
(1) 保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
(2) 保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で3歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、次に年齢の高い児童が基準額の半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、その他の児童は無料になります。
6 同一世帯で、注5に掲げる施設等に入園・通園している児童がいない場合、第3子以降の児童で、3歳未満の児童が1人だけ保育所等へ入所しているときは基準額の半額になります。
7 注5、6にかかわらず、母子・父子世帯(ひとり親家庭等医療費受給資格の有無で判定します。)又は障害者同居世帯で、第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額 77,101円未満)の児童は無料になります。
8 注5、6にかかわらず、第4階層の一部(所得割課税額 57,700円未満)で第1子の児童は半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、第3階層から第4階層の一部(所得割課税額 57,700円未満)で第2子の児童は無料になります。
9 注5、6にかかわらず、第3階層から第5階層で、第3子以降の児童は無料になります。

*本表は年度途中に変更がある場合があります。変更があった場合は、広報や市のホームページにてお知らせします。

保育料は、毎年9月に改定します。改定後、保育料の通知をお渡しします。

令和4年4月～令和4年8月	令和4年9月～翌年8月
令和3年度市町村民税額で算定	令和4年度市町村民税額で算定

*市町村民税は、前年中の収入にもとづいて当年度に課税するものです。
(例: 令和4年度市民税 → 令和3年1月～令和3年12月の収入をもとに課税)

【保育料算定上の注意】

- ①保育料は、富山市が保有する税務情報をもとに算定します。
- ②所得が未申告(無収入を含む。)の方は、税務担当課で申告してください。
- ③令和3(令和4)年1月1日に富山市に住民登録のない方は、富山市が令和3(令和4)年度市民税情報を保有していないため、市民税額がわかる資料(所得課税証明書や市民税額決定通知書など)をご提出いただく場合があります。
*所得課税証明書や所得の申告が必要な方は、令和3(令和4)年1月1日に住民登録のあった市町村で手続きをしてください。
- ④海外で赴任中や海外から転入された方でも、海外での収入を含む前年中の収入をもとに、市民税額を推計し、保育料を算定します。
- ⑤保育料算定に必要な税務資料が確認できない場合は、一旦、最高額で決定しますが、確認でき次第正しい保育料に算定しなおします。

給食副食費について

3～5歳児は給食副食費がかかります。
公立保育所及び公立認定こども園は一律 4,500 円です。
私立保育所及び私立認定こども園は各施設で異なりますので
施設へお問い合わせください。

保育料の軽減

同一世帯で、兄弟姉妹が保育所等に同時入所している場合(*)は、保育所等へ入所しているお子さんの保育料が軽減される場合があります。該当されるお子さんがいる場合は、入所している施設、こども保育課または各行政サービスセンター担当課へ在園証明書を提出してください。(ただし、1号認定を受けている場合は不要です。)

*保育所等に同時入所している場合とは、保育所(園)のほかに幼稚園や認定こども園(保育所機能部分または幼稚園機能部分)、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設の通所部、企業主導型保育施設に入所、児童発達支援または医療型児童発達支援を利用している場合をいいます。

給食副食費の軽減

①3人同時入所世帯の第3子以降の児童、②市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の児童、③市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯または障害者同居世帯の児童は、給食副食費が免除されます。また、市町村民税所得割額が169,000円未満の世帯の第3子以降の児童は、4,500円を上限に給食副食費が軽減されます。

保育料 給食副食費 の減免

以下の事由に該当する場合は、保育料・給食副食費減免の制度がありますので、こども保育課または各行政サービスセンター担当課にご相談ください。

- 1 お子さんが傷病により長期欠席した場合
 - ①当該月で16日以上連続して登所できなかった場合…半額減免
 - ②当該月中1日も登所できなかった場合…全額減免

必要書類 減免申請書、診断書(傷病により登所できないという医師の診断)
申請期限 当該事由が発生した年度内
(※欠席日数については月単位での取り扱いになります。16日以上連続して欠席されても月をまたいだ場合、減免の対象とはなりません。)
- 2 震災、風水害、火災その他これに類する災害により居住する家屋や家財等に著しい損害を受けた場合(その損害の程度に応じて減免)

必要書類 減免申請書、り災証明
申請期限 り災の日から2か月以内

保育料 給食副食費 の納入

施設の種類	保 育 料	給食副食費
公立保育所	富山市へ納入※1	富山市へ納入※1
公立認定こども園	富山市へ納入※1	施設へ納入※2
私立保育所	富山市へ納入※1	施設へ納入※2
私立認定こども園	施設へ納入※2	施設へ納入※2
地域型保育事業	施設へ納入※2	

※1 口座振替により富山市へ納めていただきます。振替日は翌月の5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。振替日当日に入金されても間に合わず再度引き落としも行いませので、振替日前日までに必ず入金してください。振替不能となった場合は、後日保育所を通じて督促状をお渡ししますので、金融機関で納入してください。

※2 納入方法は各施設で異なりますので、施設へお問い合わせください。

*保育料を滞納した場合は、延滞金が加算されることがあります。また、滞納が続く場合には、施設を退所していただくことや、給与や財産を差し押さえさせていただきます。

教育・保育給付 認定申請書 の書き方

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、1号の認定申請書は利用申込み施設へ、2・3号の認定申請書は富山市役所こども保育課（又は各行政サービスセンター担当課）に提出してください。

なお、2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童について、申請書を記入の上、提出してください。

【表面】

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	
(宛先) 富山市長 次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。 また、市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。 令和 年 月 日	
申請者（保護者）氏名 氏名及び個人番号 生年月日及び年齢 性別 支給認定番号 （印）	
申請に係る 小学校就学前 児 童	H・R 年 月 日生 男・女 （印）
保護者住所 ・電話番号 富山市	最寄駅 携帯（公） 携帯（私）
保育の希望の有無 ※ ○をつけてください	有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望（幼稚園等と併働の場合を含む） →以降の項目①～④すべて記入してください。 無 幼稚園等の利用を希望（保育所等と併働の場合を除く） →以降の項目①、②について記入してください。③、④は記入不要
※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（教育部分）、小規模保育、家庭内保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（保育部分）をいいます。（以下同じ）	
① 利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名 ※第4希望以降の施設がある場合は、欄外にご記入ください。	
利用を希望する期間	令和 年 月 日から □就学前まで □令和 年 月 日まで
利用を希望する施設（事業者）名及び希望理由	第1希望 (希望理由) 第2希望 (希望理由) 第3希望 (希望理由)
②世帯の状況 （住民票上の世帯分離や二世帯同居の場合も記入してください。）	
区分	氏名及び個人番号 児童との続柄 生年月日 性別 職業又は学校名等 同居・別居の別（父兄のみ記入）
家族状況（認定申請児童以外の世帯員）	大昭和 年 月 日 男・女 大昭和 年 月 日 男・女 大昭和 年 月 日 男・女 大昭和 年 月 日 男・女 大昭和 年 月 日 男・女 大昭和 年 月 日 男・女
障害者同居の有無	障害者手帳の保有者 無・有（児童本人・その他世帯員） 特別児童扶養手当対象者 無・有（児童本人・その他世帯員） 障害基礎年金等の受給者 無・有（児童本人・その他世帯員）
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費受給資格 無・有・申請中 ※有の場合はコピーを添付
生活保護の適用	無・有（ 年 月 日保護開始） ※有の場合はコピーを添付
・世帯の状況は保育料算定のための基本情報であるため、正確な記入をお願いします。 ※裏面もあります。	

申請及び同意は、申請者（保護者）ご自身の署名を必ずお願いします。

- ・「申請児童」欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。「個人番号」の欄には、個人番号を記入してください。（詳細は、5ページのマイナンバーについてをご覧ください。）「支給認定番号」の欄は、申請児童がすでに支給認定を受けている場合のみ番号を記入してください。
- ・「保護者住所・電話番号」欄の住所は、アパート等の方書まで記入してください。電話番号は、該当するもの全て記入してください。
- ・「保育の希望の有無」欄は、どちらかを○で囲んでください。

- ・①「利用を希望する期間」欄は、利用開始日を希望月の初日とし、利用終了日を小学校就学前まで又は希望する利用期間にチェック（☑）してください。利用期間が限定となる場合は、利用終了日を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- ・①「利用を希望する施設（事業者）名」欄は、希望する順に施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、自宅から近いため、すでに兄弟が利用中のため、休日保育を実施しているため等）を記入してください。

- ・②「世帯の状況」欄は、申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入してください。
- ・「障害者同居の有無」欄は、障害者手帳（身体、療育、精神）の保有、特別児童扶養手当及び障害基礎年金等の受給について、該当するものを○で囲んでください。
- ・「ひとり親家庭」欄は、ひとり親家庭等医療費受給資格の有無等について、該当するものを○で囲んでください。
 なお、保育料の決定のために必要な書類（所得課税証明書（富山市に税務情報が無い方）や障害者手帳の写し、受給資格証の写し）を添付してください。

【裏面】

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 (具体的な状況(勤務先、通勤時間、通勤手段や疾病の状況など))		
	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 (具体的な状況(勤務先、通勤時間、通勤手段や疾病の状況など))		
利用希望曜日・時間	利用希望曜日	利用希望時間	備考
	☐ 平日(月～金曜日)	(: ~ :)	
	☐ 土曜日	(: ~ :)	
	☐ 日曜日・祝日	(: ~ :)	
送迎者・方法	送迎者の続柄	送迎方法	
	送り 迎え		
教育・保育給付認定の特例	該当する場合は□にチェック(☑)してください。(チェックが無い場合は、支給認定事由等に基づき、保育標準時間又は保育短時間の認定を行います。) ☐ 教育・保育給付認定等が保育標準時間認定に該当する場合であっても、保育短時間認定を希望します。		

④祖父母の状況(同居の場合は②に記入してください)

	氏名	年齢	住所	職業等
父方	祖父	歳		
	祖母	歳		
母方	祖父	歳		
	祖母	歳		

(以下記載不要)

- ・④「祖父母の状況」欄は、父方、母方、それぞれの祖父母の氏名・年齢・住所・職業等について記入してください。ただし同居している場合は、裏面の②「世帯の状況」欄に記入してください。

(留意事項)

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間、時間の希望に添えない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合

がありますことをあらかじめご承知ください。

- ・③「保育の利用を必要とする理由等」欄は、表面の「保育の希望の有無」欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。(「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。)
- ・「保育の利用を必要とする理由」欄は、表面の②「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者(原則両親とし、両親が不在の場合は同居している親族等とする。)ごとに、該当するもの全てにチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。
- ・「利用希望曜日・時間」欄は、施設の利用希望曜日にチェック(☑)し、利用希望時間を記入してください。また、備考欄には、補足すべき事項がある場合は記入してください。
- ・「送迎者・方法」欄は、児童の送り迎えをされる予定の方の続柄(父、母、祖父母など)と、送迎方法(自動車、徒歩など)について記入してください。



施設別保育短時間一覧

公立・私立	地域	施設形態	施設名	保育短時間
公立	全地域共通	保育所・認定こども園		8:30 ~ 16:30
私立	富山地域	保育所	②4とよた保育園	8:30 ~ 16:30
		認定こども園	②6桜谷	8:30 ~ 16:30
			②7ひかり	8:30 ~ 16:30
			②8富山聖マリア	8:30 ~ 16:30
			②9なでしこ	8:30 ~ 16:30
			③0奥田	8:30 ~ 16:30
			③1富山認定こども園	8:30 ~ 16:30
			③2常盤台	8:30 ~ 16:30
			③3わかば	8:30 ~ 16:30
			③4のぞみ	8:30 ~ 16:30
			③5かたかご	8:30 ~ 16:30
			③6いちい	8:30 ~ 16:30
			③7わかくさ	8:30 ~ 16:30
			③8愛和	8:30 ~ 16:30
			③9めぐみこども園	8:30 ~ 16:30
			④0はりはら	8:30 ~ 16:30
			④1にながわ	8:30 ~ 16:30
			④2萩浦	8:30 ~ 16:30
			④3東山	8:30 ~ 16:30
			④4四方	8:30 ~ 16:30
			④5まつわか	8:00 ~ 16:00
			④6ひろた	8:30 ~ 16:30
			④7くまの	8:30 ~ 16:30
			④8光陽もなみ	8:30 ~ 16:30
			④9神明	8:30 ~ 16:30
			⑤0みずはし	8:30 ~ 16:30
			⑤1藤ノ木	8:30 ~ 16:30
			⑤2堀川南	8:30 ~ 16:30
			⑤3やまむろ	8:30 ~ 16:30
			⑤4おおひろた	8:30 ~ 16:30
			⑤5城南もなみ	8:30 ~ 16:30
			⑤6さみどり	8:30 ~ 16:30
			⑤7新庄さくら	8:30 ~ 16:30
			⑤8ガンバ村	8:30 ~ 16:30
			⑤9アームストロング青葉幼稚園	8:30 ~ 16:30
			⑥0藤園	8:30 ~ 16:30
			⑥1藤園南	8:30 ~ 16:30
			⑥2晴雲	8:30 ~ 16:30
			⑥3立正	8:30 ~ 16:30
			⑥4白藤	8:30 ~ 16:30
			⑥5富山幼稚園	8:30 ~ 16:30
			⑥6徳風	8:30 ~ 16:30
			⑥7新庄幼稚園	8:30 ~ 16:30
			⑥8石金	8:30 ~ 16:30
			⑥9まどか幼稚園	8:30 ~ 16:30
			⑦0文化幼稚園	8:30 ~ 16:30
			⑦1めぐみ幼稚園	8:00 ~ 16:00
			⑦2本郷町保育園	8:00 ~ 16:00
			⑦3下堀こども園	8:30 ~ 16:30
			⑦4西田地方保育園	8:30 ~ 16:30
			⑦5かみいいの認定こども園	8:30 ~ 16:30
			⑦6どんぐり山	8:00 ~ 16:00

公立・私立	地 域	施設形態	施 設 名	保育短時間
私 立	富 山 地 域	認 定 こ ど も 園	㉚富山短期大学附属みどり野幼稚園	8:30 ~ 16:30
			㉛堀川幼稚園	8:30 ~ 16:30
			㉜紅葉ガ丘認定こども園	8:30 ~ 16:30
		地域型保育事業	㉝わかばさくらんぼ園	8:30 ~ 16:30
			㉞紅葉ガ丘町村	8:30 ~ 16:30
			㉟東山つくし園	8:30 ~ 16:30
			㊱わかばにこにこ園	8:30 ~ 16:30
			㊲ガンバ村保育園 Petit	8:30 ~ 16:30
			㊳不二越あじさい	8:30 ~ 16:30
			㊴きぼう	8:30 ~ 16:30
			㊵済生会富山くすのき保育園	8:30 ~ 16:30
			㊶スマイルフラワー	8:30 ~ 16:30
	大沢野地域	認 定 こ ど も 園	㊷青い鳥	8:30 ~ 16:30
			㊸大沢野ちゅうおう	8:00 ~ 16:00
			㊹大沢野	8:30 ~ 16:30
	大 山 地 域	認 定 こ ど も 園	㊺上滝	8:00 ~ 16:00
			㊻おおしょう	8:30 ~ 16:30
	八 尾 地 域	認 定 こ ど も 園	㊼杉原	8:30 ~ 16:30
			㊽しんでん	8:30 ~ 16:30
			㊾リンデ	8:30 ~ 16:30
	婦 中 地 域	認 定 こ ど も 園	㊿ピノキオ	8:30 ~ 16:30
			㊽㊾婦中もなみ	8:30 ~ 16:30
			㊽㊿鶴坂	8:30 ~ 16:30
			㊽㊿じんぼ	8:30 ~ 16:30
			㊽㊿みかど	8:30 ~ 16:30
			㊽㊿さくら	8:30 ~ 16:30
			㊽㊿紫幼稚園	8:30 ~ 16:30
		地域型保育事業	㊽㊿うさかスマイル保育園	8:30 ~ 16:30

※保育短時間の時間帯の設定は施設毎に異なります。

※保育必要量（保育時間）の認定については、3ページをご覧ください。

一時預かり保育料

※一部の私立保育所(園)では8:30~16:30の前後の時間帯も一時保育を実施しますが、その場合は別途延長料金が必要となる場合があります。

※わかさ、新庄さくら、じんぼ、ささくらでは、兄弟同時利用の場合、1人は全額、他の方は半額となります。

※わかさ、わかさ、はりはら、新庄さくら、じんぼ、ささくらでは、年齢区分による保育料が誕生月を基準にして異なる場合があります。詳しくは各保育所(園)へお問い合わせください。

		受入年齢	年齢区分注2)	利用日	一日(食事代含む)	半日または1時間あたり	実施時間
公立	注1)	生後6か月	年齢区分なし	月~金	3,000円(うち食事代200円)	1,500円(4時間)+食事代200円	8:30~16:30
私立	②4とよた保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	4,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30~16:30
			2歳児	月~金	3,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	
			3歳児以上	月~金	3,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代100円	
	②6桜谷保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,500円	1,750円(4時間)+食事代300円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	3,000円	1,500円(4時間)+食事代300円	
	②7ひかり保育園	生後6か月	0・1・2歳児	月~金	3,000円(うち食事代200円)	2,000円+おやつ代50円	8:30~16:30
			3歳児以上	月~金	2,500円(うち食事代200円)	2,000円+おやつ代50円	
	②8富山聖マリア保育園	生後6か月	0・1・2歳児	月~金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代200円)	2,000円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	8:30~16:30
			3歳児以上	月~金	3,500円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1,750円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	
	②9なでしこ保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,500円	1時間500円+食事代300円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	3,000円	1時間400円+食事代300円	
	③0奥田保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,500円	1時間500円+食事代300円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	3,000円	1時間400円+食事代300円	
	③1富山認定こども園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,000円	1,500円(4時間)+食事代300円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	2,500円	1,250円(4時間)+食事代300円	
	③2常盤台保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	4,350円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	3,350円	1時間350円+食事代300円+おやつ代50円	
	③3わかば保育園	生後6か月	0歳児	月~金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30~16:30
			1歳児以上	月~金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	③4のぞみ保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,500円	1時間500円+食事代350円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	3,000円	1時間400円+食事代350円	
	③5かたかご保育園	生後6か月	0~2歳児	月~金	3,500円(うち食事代300円+おやつ代200円)	2,000円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	8:30~16:30
			3歳児以上	月~金	3,400円(うち食事代300円+おやつ代100円)	2,000円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	
	③6いちい保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,500円	1,550円(4時間)+食事代300円+おやつ代50円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	3,000円	1,250円(4時間)+食事代300円+おやつ代50円	
	③7わかさ保育園	生後6か月	0・1歳	月~金	4,400円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30~16:30
			土・日・祝日		5,200円	1時間600円+食事代300円+おやつ代50円/回	
			2歳以上	月~金	3,600円	1時間400円+食事代300円+おやつ代50円/回	
	③8愛和こども園	生後6か月	土・日・祝日		4,470円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回+補食代70円	延長16:30~17:30 月~金 600円 土日・祝日 1,000円
			0・1歳児	月~金	4,300円	1時間600円+食事代300円+おやつ代100円	
			2歳児以上	月~金	3,500円	1時間550円+食事代300円+おやつ代100円	
	③9めぐみこども園	生後6か月	年齢区分なし	月~金	3,000円(うち食事代300円)+おやつ代50円/回	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30~16:30
	④0はりはら保育園	生後8週	0歳児	月~金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30~16:30
			1歳児以上	月~金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	④1にながわ保育園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,500円(うち食事代200円+おやつ代50円/回)	1時間400円+食事代200円+おやつ代50円	8:30~16:30
			2歳児	月~金	2,700円(うち食事代200円+おやつ代50円/回)	1時間300円+食事代200円+おやつ代50円	
			3歳児以上	月~金	2,700円(うち食事代200円+おやつ代100円)	1時間300円+食事代200円+おやつ代100円	
	④2萩浦保育園	生後6か月	0~2歳児	月~金	4,000円(うち食事代400円)+おやつ代100円/1回	2,000円(4時間)+食事代400円+おやつ代100円	8:30~16:30
			3歳児以上	月~金	3,500円(うち食事代400円)+おやつ代100円/1回	1,750円(4時間)+食事代400円+おやつ代100円	
			0・1歳児	月~金	4,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	
	④5まつわか保育園	生後6か月	2歳児	月~金	3,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30~16:30
			3歳児以上	月~金	3,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代100円	
			0歳児	月~金	3,000円(うち食事代300円)+おやつ代50円/回	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	
	④6ひろたこども園	生後6か月	年齢区分なし	月~金	3,000円(うち食事代300円)+おやつ代50円/回	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30~16:30
			0歳児	月~金	4,000円	2,000円+食事代300円	
			1歳児	月~金	3,500円	1,750円+食事代300円	
	④7くまのこども園	生後8か月	2歳児以上	月~金	2,500円	1,250円+食事代300円	8:30~16:30
			0~2歳児	月~金	3,500円(うち食事代300円+おやつ代200円)	2,000円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	
	④9神明こども園	生後6か月	3歳児以上	月~金	3,400円(うち食事代300円+おやつ代100円)	2,000円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	8:30~16:30
			0・1歳児	月~金	4,300円	1時間600円+食事代300円+おやつ代100円	
	⑤0みずはしこども園	生後6か月	2歳児以上	月~金	3,500円	1時間550円+食事代300円+おやつ代100円	8:30~16:30
			0・1歳児	月~金	4,000円	2,000円(4時間)+食事代350円+おやつ代100円	
	⑤1藤ノ木こども園	生後10か月	2歳以上	月~金	3,500円	1,700円(4時間)+食事代350円+おやつ代100円	8:30~16:30
			0・1・2歳児	月~金	4,000円+食事代300円	1時間500円+食事代300円	
	⑤3やまむろこども園	生後6か月	3歳児以上	月~金	3,000円+食事代300円	1時間350円+食事代300円	8:30~16:30
			0歳児	月~金	3,000円(うち食事代300円)+おやつ代50円/回	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回	
	⑤4おおひろたこども園	生後6か月	年齢区分なし	月~金	3,100円(うち食事代300円)+おやつ代100円	1,500円(3.5時間)+食事代300円+おやつ代100円	8:30~16:00
	⑤5城南もなみ学園	生後6か月	年齢区分なし	月~金	3,100円(うち食事代300円)+おやつ代100円	1,500円(3.5時間)+食事代300円+おやつ代100円	9:00~16:00
	⑤6さみどり認定こども園	生後6か月	0・1歳児	月~金	3,000円	1,500円(4時間)+食事代200円	8:30~16:30
			2歳児以上	月~金	2,500円	1,300円(4時間)+食事代200円	

注1) 一時保育を実施している公立保育所については81、82ページの保育所等一覧をご覧ください。

注2) 年齢区分で「〇歳児」については4月1日現在で〇歳となっているお子さん、「〇歳以上」については、利用当日に満〇歳となっているお子さんを表します。

		受入年齢	年齢区分 注2)	利用日	一日 (食事代含む)	半日または1時間あたり	実施時間
私立	⑤7新庄さくら保育園	生後6か月	0・1歳	月～金 土・日・祝日	4,400円 5,200円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間600円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30～16:30 延長16:30～17:30 月～金 600円 土・日・祝日 1,000円
			2歳以上	月～金 土・日・祝日	3,600円 4,470円	1時間400円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回+補食代70円	
	⑤8ガンバ村保育園	生後6か月	年齢区分なし	月～金	4,000円	2,000円 + 食事代300円	8:30～16:30
	⑥0藤園幼稚園	1歳児以上	1歳児	月～金	3,600円	1,500円(4時間)+食事代400円+おやつ代100円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	3,100円	1,200円(4時間)+食事代400円+おやつ代100円	
	⑥1藤園南幼稚園	1歳児以上	1歳児	月～金	3,600円	1,500円(4時間)+食事代400円+おやつ代100円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	3,100円	1,200円(4時間)+食事代400円+おやつ代100円	
	⑥2晴雲幼稚園	1歳児以上	1歳児	月～金	3,500円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1,800円(4時間)+食事代300円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	2,700円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1,400円(4時間)+食事代300円	
	⑥4白藤幼稚園	1歳児以上	1歳児	月～金	5,500円(うち食事代280円+おやつ代200円)	1時間600円+食事代280円+おやつ代100円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	3,500円(うち食事代280円+おやつ代200円)	1時間350円+食事代280円+おやつ代100円	
	⑥8石金こども園	生後6か月	0歳児	月～金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			1歳児以上	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑦0文化幼稚園	1歳児以上	1歳児以上	月～金	4,000円	2,000円(4時間)+食事代400円	8:30～16:30
	⑦2本郷町保育園	概ね1歳	年齢区分なし	月～金	2,500円	1,500円(3時間・うち食事代260円)	9:00～16:00
	⑦3下堀こども園	生後6か月	0歳児	月～金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			1歳児以上	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑦4西田地方保育園	生後6か月	0・1歳児	月～金	3,500円(うち食事代200円+おやつ代100円)	1時間400円+食事代200円+おやつ代50円/回	8:30～16:30
			2歳児	月～金	2,700円(うち食事代200円+おやつ代100円)	1時間300円+食事代200円+おやつ代50円/回	
			3歳児以上	月～金	2,750円(うち食事代250円+おやつ代100円)	1時間300円+食事代250円+おやつ代100円	
	⑦5かみいいの認定こども園	生後6か月	0.1歳児	月～金	4,300円(うち食事代300円)	2,000円(4時間)+食事代300円1時間500円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	3,300円(うち食事代300円)	1,500円(4時間)+食事代300円1時間500円	
	⑦6どんぐり山共同保育園	1歳以上	年齢区分なし	月～金	3,400円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1,600円(4時間)+食事代300円	8:30～16:00
	⑧0わかばさくらんぼ園	生後6か月 ～2歳児	0歳児	月～金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			1・2歳児	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑧2東山つくし園	生後6か月 ～2歳児	0歳児	月～金	4,000円	1時間600円 + 食事代300円	8:30～16:30
			1・2歳児	月～金	3,000円	1時間500円 + 食事代300円	
	⑧3わかばにこにこ園	生後6か月 ～2歳児	0歳児	月～金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			1・2歳児	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑧6きぼう保育園	生後6か月 ～2歳児	0歳児	月～金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			1・2歳児	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑨3青い鳥保育園	生後8週	0・1歳児	月～金	3,400円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	2,900円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1時間400円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑨4大沢野ちゅうおうこども園	生後8週	0・1歳児	月～金 土・日・祝日	8,239円(うち食事代158円+おやつ代81円) 8,239円(うち食事代158円+おやつ代81円)	2,000円(4時間)+食事代158円+おやつ代81円 4,500円(4時間)+食事代158円+おやつ代81円	8:30～16:30 延長16:30～17:30 月～金 1,000円 土・日・祝日 2,000円
			2歳児	月～金 土・日・祝日	2,329円(うち食事代248円+おやつ代81円) 6,329円(うち食事代248円+おやつ代81円)	1,500円(4時間)+食事代248円+おやつ代81円 3,500円(4時間)+食事代248円+おやつ代81円	
			3歳児以上	月～金 土・日・祝日	2,287円(うち食事代287円) 6,287円(うち食事代287円)	1,500円(4時間)+食事代287円 3,500円(4時間)+食事代287円	
	⑨5大沢野こども園	生後6か月	年齢区分なし	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
	⑨8上滝保育園	生後6か月	年齢区分なし	月～金	2,500円	1,250円(4時間)+食事代250円	9:00～16:00 延長 8:00～9:00 16:00～17:00 1時間 300円
	⑨9おおしょう保育園	生後6か月	0・1歳児	月～金	2,500円	1,250円(4時間)+食事代300円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	2,000円	1,000円(4時間)+食事代300円	
	⑩2杉原こども園	生後6か月	年齢区分なし	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
	⑩3しんでん保育園	生後6か月	0歳児	月～金	4,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間650円+食事代300円+おやつ代50円	8:30～16:30
			1歳児以上	月～金	3,000円(うち食事代300円+おやつ代50円)	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円	
	⑩4リンデ幼稚園	1歳児以上	1歳児	月～金	3,000円	1時間500円+食事代400円+おやつ代50円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	2,000円	1時間400円+食事代400円+おやつ代50円	
	⑩10ピノキオスリースクール	生後6か月	0・1歳児	月～金	4,000円(うち食事代200円)	1時間500円+食事代200円+おやつ代50円	8:30～16:30
			2歳児以上	月～金	3,000円(うち食事代200円)	1時間400円+食事代200円+おやつ代50円	
	⑩11婦中もなみ保育園	生後6か月	年齢区分なし	月～金	3,100円(うち食事代300円+おやつ代100円)	1,500円(4時間)+食事代300円+おやつ代100円	8:30～16:30
	⑩13じんぼ保育園	生後6か月	0・1歳児	月～金 土・日・祝日	4,400円 5,200円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間600円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30～16:30 延長16:30～17:30 月～金 600円 土・日・祝日 1,000円
			2歳以上	月～金 土・日・祝日	3,600円 4,470円	1時間400円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回+補食代70円	
			0・1歳児	月～金 土・日・祝日	4,400円 5,200円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間600円+食事代300円+おやつ代50円/回	
	⑩15ささくら保育園	生後6か月	0・1歳児	月～金 土・日・祝日	4,400円 5,200円	1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間600円+食事代300円+おやつ代50円/回	8:30～16:30 延長16:30～17:30 月～金 600円 土・日・祝日 1,000円
			2歳以上	月～金 土・日・祝日	3,600円 4,470円	1時間400円+食事代300円+おやつ代50円/回 1時間500円+食事代300円+おやつ代50円/回+補食代70円	

※都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。